表

試験科目	試験地
民　事	明治大学

最優秀答案

※　A B C

35

第1. 設問1

1. 小問(1).

保証契約に基づく保証債務履行請求権

契約当事者がＸＹではない場合には、誰と誰との契約であるかを明記しましょう。

2. 小問(2)

Yは、Xに対して200万円を支払う

附帯請求（本問では遅延損害金）にも触れてください。附帯請求と付随的申立ては違うので注意しましょう。

3. 小問(3)

(1) ① 保証契約を締結した

保証するのが（あ）の債務であることを明記しましょう。

(2) ② 書面.

(3) ③ 9日、Aは、Xに対して、本件貸付金債権を売った

正確には、本件貸付債権と遅延損害金債権です。譲渡代金額も記載しましょう。

(4) ~~確定判決~~ 確定判決に基づいて Yは ~~甲市役所に~~ 任意に支払わず、かつ、甲市役所に給与債権を有しているが、それ以外、めぼしい財産がないので確定判決に基づいて、Yの甲市役所の給与債権について債権執行（民事~~訴訟~~執行法143条以下）をすることにより、満足を得るべきである。そのためには、~~確~~債務名義（確定判決（同法22条1項1号））に執行文の付与（同法26条1項）を受け、執行裁判所に差押命令の申立て（同法143条）をする必要がある。

ここはＯＫです。判決取得後の強制執行の手続をよく理解されていることが分かります。主語を明記しましょう。

そして差し押えるべき債権は、Yの甲市役所に対する給与債権であるので、Yの生活保障の観点から、かかる債権の4分の1についてのみ差押えが認められ、その範囲で、債権の満足が得られる（同法152条1項2号）。

差押え可能な範囲と、差押えが制限されている趣旨についてよく理解できており、好印象です。

第2. 設問2.

1. 小問(1)

(1) ① Yのほかに、Bの父が、AB間の金銭消費貸借契約の連帯保証人となると認識していた。

この事実が真実とは反することについても、摘示してください。

(2) ② 表示

(3) ③ 取り消す

2. 小問(2)

Bは2絵画を所有していた

3. 小問(3)

(1) ① 必要

(2) ② 代物弁済契約は、「その弁済者が、当該他の給付をしたときは、弁済と同一の効力を有する。」（民法482条）とされているので、BがAに対して、本件絵画を引き渡したことにより、弁済と同一の効力が生じることになるので、BがAに対して、本件絵画を引き渡したことに係る事実を主張する必要がある。

ここで問題となるのは「給付した」といえるためには、代物弁済の契約で足りるのか、引渡しまで必要となるかという点です。

第3. 設問3.

2絵画の譲渡が、本件貸付金、の貸金元金及び、遅延損害金（以下「本件貸付金等」という。）の弁済に代えなされているのであれば、本件貸付金等は、2絵画の譲渡により、消滅している。そうだとすれば、債権者は、借用証書を債務者に返却するのが通常であるし、債務者も、借用証書の返却を求めるのが通常である。したがって、本問においても、本件借用証書が、Bに返却されている可能性が高いので、本件借用証書を探し出し、裁判所に提出することが考えられる。

なるほど、良い観点です。

第4. 設問4

1. Aの供述及び、Yの供述から、Bが、2絵画をAに譲ったという事実は認定できる。

2. もっとも、その原因については、Aの供述によると、Bから200万円で買ったものだと主張されているのに対し、Yの供述によると、本件貸付金等の弁済に代えて代物弁済したものだと主張されており、食い違いがある。

本件の争点ですね。

裏

（注意事項）
1　答案用紙の種類
　本答案用紙は、民事の答案用紙です。
　刑事の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。
　なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください（試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出には一切応じません。）。
2　答案用紙の取扱い
　答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり白げたりしないでください。

3　答案作成上の注意
(1)　答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き進めてください。なお、解答欄の枠外（着色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
(2)　答案は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載することとし、これ以外で記載した場合には無効答案として零点となります。
(3)　答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。
(4)　答案用紙の表裏を書き違えて答案を作成した場合には、表が白紙のときは「裏に記載」、それ以外のときは「裏から記載」とだけ、試験時間中に表の解答欄に記載してください（試験時間終了後に記載することは認めません。）。
…いでください。
…であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。

これはＹの立場からの準備書面の起案なので、「…と考える」という書き方ではなく「…である」と言い切ってしまいましょう。自信のある書き方の方が裁判官にとっても、説得的だからです。

3. そこで、私は、以下の理由から、Yの供述のとおり、乙絵画は、本件貸付金等の代物弁済により、BからAに譲渡されたものと考える。

(1) 甲Aは、Bから200万円で、乙絵画を買ったと主張しているが、200万円は、現金で支払ったので、通帳の履歴なども残っておらず、契約書も交わしていない。また、200万円の領収書も捨ててしまい、手元に無いとのことである。

まず、200万円もの大金の~~売買を~~を支払う買い物をする場合、売買契約書等の契約書を作成するのが、後日の紛争防止のため、社会通念上、一般的であると考えられる。そして、Aは、Bに対して、200万円の貸付をするときには、本件借用証書を作成しているのであるから、同額の乙絵画の売買について、契約書を作成していないのは、不自然である。

その通りです。説得的な評価をされています。

また、領収書についても、上記と同様のことが言えるが、特に後日の紛争防止の要請が強く働らくので、Aの「不要なものと思い、領収書は捨てたのか、無くしてしまったのか、今は、手元にありません。」との供述も、不自然である。

働く

~~以上のように、AY間の食い違いが~~ 以上のように、Aが乙絵画をBから200万円で買ったものだと立証できない以上、AB間の売買はなかったものと考える。

(2) また、乙絵画が、BがAから譲渡した当日に、BからYへの発信があり、両者の間で通話がなされており、Yの供述によれば、本件貸付金等を乙絵画で代物弁済したと聞いたとされている。

そのとおりですが、電話→代物弁済へのつなげ方がやや雑な感じがします。Bが乙絵画をAに譲渡した、まさにその日にYに電話をしていることや、Bが絵画を大切にしていたことなども踏まえた上で代物弁済を推認させましょう。

仮に、乙絵画をBがAに売却したのであるならば、BがYに電話をする必要がない。だとすれば、BがYに電話した理由は、代物弁済をしたという事実を知らせるためだと考えることが合理的である。

(3) 以上のことから、Yの供述のとおり、乙絵画は、本件貸付金等の代物弁済により

BからAに譲渡されたものと考える。

「譲渡されたものである」と言い切ってください。

以　上

おつかれさまでした。
全体的にはよくできています。
訴訟物や請求の趣旨の書き方は、決まっているため、過去問で出てくるものを中心に覚えていきましょう。
設問２の小問(3)は、条文のどの部分が問題点となるかを明示した上で、解釈を展開していただくと、理解が採点者に伝わります。
設問３はとても説得的です。
設問４も、合格水準に達した起案ができていると思いますが、せっかく通帳の履歴がないことを指摘できている以上、その評価もできるとより良かったかなと思います。とはいえ、本番でこの内容の起案ができれば十分ですので、この調子で頑張ってください。

民事3頁

民事4頁

裏

（注意事項）
1　答案用紙の種類
　本答案用紙は、民事の答案用紙です。
　刑事の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。
　なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督官の指示に従ってください（試験終了後の答案用紙の取違えの申出には一切応じません。）。
2　答案用紙の取扱い
　答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり白けたりしないでください。
3　答案作成上の注意
(1)　答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き進めてください。なお、解答欄の枠外（着色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
(2)　答案は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載することとし、これ以外で記載した場合には無効答案として零点となります。
(3)　答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。
(4)　答案用紙の表裏を書き違えて答案を作成した場合には、表が白紙のときは「裏に記載」、それ以外のときは「裏から記載」とだけ、試験時間中に各の解答欄に記載してください（試験時間終了後に記載することは認めません。）。
(5)　答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。
4　その他
　解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。

民事3頁

3. そこで私は、以下の理由から、Yの供述のとおり、Z絵画は本件貸付金等の代物弁済により、BからAに譲渡されたものと考える。

(1) 甲はAは、Bから200万円で、Z絵画を買ったと主張しているが、200万円は、現金で支払ったので、通帳の履歴なども残っておらず、契約書も交わしていない。また、200万円の領収書も捨ててしまい、手元に無いとのことである。

まず、200万円もの大金の~~売買を~~を支払う買い物をする場合、売買契約書等の契約書を作成するのが、事後日の紛争防止のため、社会通念上、一般的であると考えられる。そして、Aは、Bに対して、200万円の貸付をするときには、本件消費貸借契約書を作成しているのであるから、同額のZ絵画の売買について、契約書を作成していないのは、不自然である。

また、領収書についても、上記と同様のことが、言えるが、特に、後日の紛争防止の要請が、強く働らくので、Aの「不要なものと思い、領収書は、捨てたのか、無くしてしまったのか、今は、手元にありません。」との供述も、不自然である。

~~以上のように、AY間の食い違いや~~ 以上のように、AがZ絵画を200万円でBから買ったものだと立証できない以上、AB間の売買は、なかったものと考える。

(2) また、Z絵画が、BがAから譲渡した前日に、BからYへの発信があり、両者の間で通話がなされており、Yの供述によれば、本件貸付金等をZ絵画で代物弁済したと聞いたとされている。

仮に、Z絵画をBがAに売却したのであるならば、BがYに電話をする必要がない。だとすれば、BがYに電話をした理由は、代物弁済をしたという事実を知らせるためだと考えることが、合理的である。

(3). 以上のことから、Yの供述のとおり、Z絵画は、本件貸付金等の代物弁済により

民事4頁

Bから、Aに譲渡されたものと考える。

以　上